

令和 7 年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、中小企業者等の競争力の向上を図り、本市産業の振興及び発展に資するため、当該中小企業者等が行う新製品・新技術の研究開発、販路開拓を目的とした展示会への出展、技能訓練の実施、人材確保の推進等に係る事業に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、ひたちなか市補助金等交付規則（平成 6 年規則第 4 0 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及び同条第 5 項に規定する小規模企業者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 市内に事業所（資材置場その他の従業者が常時滞在していないものと市長が認めるものを除く。）を有していること。

(2) 市税に未納がないこと。

(3) 次のア又はイの区分に応じ、それぞれア又はイに定める要件を満たすこと。

ア 法人 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) ひたちなか市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 2 8 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。

(イ) 当該法人の役員（取締役、執行役その他の経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団又はひたちなか市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と密接な関係を有していないこと。

イ 個人事業主 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 暴力団員等でないこと。

(イ) 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営むものでな

いこと。

- (5) 次条第1項第1号に掲げる新製品等開発事業に係る補助金を申請しようとする者にあつては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 令和4年度から令和6年度までの間において、ひたちなか市中小企業事業活性化補助金（新製品等開発事業に係る補助金に限る。）の交付を受けていないこと。

イ 同一の申請内容で過去にひたちなか市新製品等開発事業費補助金又はひたちなか市中小企業事業活性化補助金（新製品等開発事業に係る補助金に限る。）の交付を受けていないこと。

ウ 同一の申請内容で過去に他の公的機関等から補助金その他これに類する助成金等の交付を受けていないこと。

（補助事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 新製品等開発事業
- (2) ビジネスマッチング事業
- (3) 技能訓練実施事業
- (4) 人材確保推進事業

2 前項第1号の新製品等開発事業とは、市内の事業所において行っている、又は行う予定のある新製品及び新技術の開発（既存の製品・技術に係る原材料、生産加工技術を異にすることにより品質、性能等の大幅な向上が見込まれる開発を含む。）に関する事業をいう。

3 第1項第2号のビジネスマッチング事業とは、次に掲げる事業であつて、市内の事業所において行っている、又は行う予定のある事業に関連する取引先又は事業提携先の開拓並びに受発注の機会の確保及び拡大を目的とするものをいう。

- (1) 国内外で出展費が有料の見本市等（製品、技術、サービス等を紹介する見本市、展示会等をいい、主として小売を目的としたもの、関係者以外に公開されていないものその他市長が不相当と認めるものを除く。）への出展

- (2) 外注による自社ホームページ等の新規作成又は既存の自社ホームページのリニューアル

4 第1項第3号の技能訓練実施事業とは、次に掲げるものを行う講習等を市内の事業所において勤務する常勤の従業者に受けさせる事業をいう。

- (1) 公的研修機関又は公的支援機関
- (2) 試験研究機関又は教育訓練機関
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条

第 1 項各号に掲げる中小企業団体

- (4) 企業の経営力及び技術力の強化に資する専門的知識を有する民間団体、企業等

5 前項に規定する講習等とは、次に掲げる講習，研修又は試験であって，補助金の交付の決定があった日の属する年度の末日までに修了するものをいう。ただし，接遇に関するもの及び法令の規定によりその受講が義務付けられるものを除く。

- (1) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）別表第 18 に掲げるもの
(2) 業務上必要な技術又は知識を習得し，能力の向上を目指すもの
(3) リスキリング（企業が新たな事業分野へ進出するために，業務上必要となる能力を従業者に習得させることをいう。）によるスキルアップに資するもの

6 第 1 項第 4 号の人材確保推進事業とは，次に掲げる事業であって，市内の事業所における人材確保を目的とするものをいう。

- (1) 合同企業説明会，就職面接会等への参加
(2) 求人，採用等に関する企業広報動画，パンフレット等の広報媒体の作成
(3) 求人情報サイトの新規活用
(4) 外国人材を対象とした求人活動
(5) 会社説明会の主催又はインターンシップの受入等の実施
(6) 自社が所有する建物，建物付属設備又は構築物の改修であって，多様な人材の確保に資すると市長が認めるもの

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，補助事業に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち，別表第 1 の補助事業の欄に掲げる事業区分に応じ，それぞれ同表の対象経費の欄に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず，国，県その他の団体等から補助事業に係る経費に対し，補助金その他これに類する助成金等を受ける場合においては，当該経費は，補助対象経費としない。

3 ビジネスマッチング事業，技能訓練実施事業及び人材確保推進事業に係る経費については，令和 7 年 4 月 1 日前に支出がされたものであっても，補助事業の遂行に密接な関連性があると市長が認めるときは，補助対象経費とすることができる。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は，補助対象経費の 2 分の 1 以内の額とし，補助限度額は，別表第 1 の補助事業の欄に掲げる事業区分に応じ，それぞれ同表の補助限度額の欄に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が行うビジネスマッチング事業について、別表第1の補助事業の事業区分の複数に該当する場合には、当該補助限度額の欄に定める額のいずれか高い額を補助限度額とする。

3 前2項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和8年2月27日までに令和7年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、新製品等開発事業における交付申請の期限については別に定めるものとする。

(1) 令和7年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金事業計画書(様式第2号)

(2) 令和7年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金収支予算書(様式第3号)

(3) 登記事項証明書、住民票の写し、事業所が所在する建物に係る賃貸借契約書その他の事業所の所在地を確認することができる書類

(4) 市税の納税証明書(未納がないことの証明)又は別に定める納税状況確認同意書

(5) 別表第2に定める補助事業に応じた添付書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金の交付の申請は、第3条第1項各号に掲げる補助事業ごとに行うものとし、それぞれの申請は年度内に1回までとする。

(補助金の実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、令和8年4月30日までに、令和7年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 令和7年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金事業成果書(様式第5号)

(2) 令和7年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金収支決算書(様式第6号)

(3) 補助対象経費の支払を証する書類の写し

(4) 別表第3に定める補助事業に応じた添付書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(経理)

第8条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした帳簿そ

の他書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の末日の翌日から起算して5年間保存するものとする。

2 市長は、前項の期間、必要に応じ関係書類の提出を求めることができる。

(財産処分の制限)

第9条 新製品等開発事業に係る補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械、装置等の財産で価格が50万円以上のものについて、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該補助事業者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助事業が完了した日の属する会計年度の末日の翌日から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

(補助事業の公表及び成果の発表)

第10条 市長は、補助事業者の名称、研究開発の名称等を公表すること又は補助事業の成果を補助事業者に発表させることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条，第 5 条関係）

補助事業		補助限度額	対象経費
事業種別	事業区分		
新製品等 開発事業	一般型	100万円	1 人件費 2 謝金 3 旅費 4 研究開発事業費 5 事務費 6 委託費
	I o T ・ A I 活用型	200万円	7 産業財産権取得費 8 その他市長が必要と認める経費 ただし，1に掲げる経費のうち， 2から8までに掲げる経費の合計額 を超える部分については，補助対象 経費に算入しない。
ビジネス マッチン グ事業	国内出展	30万円	1 出展費 2 会場設営費
	国外出展	50万円	3 旅費 4 出展運搬費
	自社ホームページ新 規作成・リニューアル	15万円	5 資料作成費 6 委託費 7 その他市長が必要と認める経費
技能訓練 実施事業	講習等の受講	10万円	1 資格取得費 2 講座・研修受講費 3 その他市長が必要と認める経費
人材確保 推進事業	就職面接会等参加， 求人等広報媒体作 成，求人情報サイ トの新規活用，県 外人材・外国人材 対象求人活動，会 社説明会・インター ンシップ等実施又 は建物・建物付 属設備・構築物の 改修	20万円	1 出展費 2 会場設営費 3 旅費 4 委託費 5 事務費 6 その他市長が必要と認める経費

別表第 2（第 6 条関係）

補助事業	交付申請に係る添付書類
新製品等開発事業	1 申請者の主な事業内容，社歴等の概要を説明する資料 2 前年度の決算書の写し
ビジネスマッチング事業	1 補助事業が見本市等へ出展を行う事業の場合にあつては，開催要項その他見本市等の概要が分かる資料 2 補助事業が自社ホームページ等の新規作成及びリニューアルをする事業の場合にあつては，自社ホームページ等の新規作成及びリニューアルをする事業に係る内容に関する概要が分かる資料
技能訓練実施事業	1 会社概要の分かるもの（パンフレット等） 2 講習等の開催要項等（概要及び受講料等が分かる資料）
人材確保推進事業	1 補助事業が合同企業説明会，就職面接会等への参加を行う事業の場合にあつては，開催要項その他合同企業説明会，就職面接会等の概要が分かる資料 2 補助事業が求人，採用等に関する企業広報動画，パンフレット等の広報媒体の作成を行う事業の場合にあつては，当該広報媒体の内容が分かる資料 3 補助事業が求人情報サイトを活用する事業の場合にあつては，当該求人情報サイトの概要資料及び新規に契約することを証する書類の写し 4 補助事業が外国人材を対象とした求人活動を行う事業の場合にあつては，当該求人活動により訪問等を行う機関等の概要が分かる資料 5 補助事業が会社説明会の主催，インターンシップの受入等を行う事業の場合にあつては，開催内容，受入条件等が分かる資料 6 補助事業が自社が所有する建物，建物附属設備又は構築物の改修を行う事業の場合にあつては，当該改修工事の内容が分かる資料

別表第 3（第 7 条関係）

補助事業	実績報告に係る添付書類
新製品等開発事業	補助事業を次年度においても継続して実施する場合 にあつては、事業継続の妥当性を証する書類
ビジネスマッチング事業	補助事業が自社ホームページ等の新規作成又はリ ニューアルをする事業の場合にあつては、自社ホーム ページ等の新規作成又はリニューアルをした実施内容が 分かる資料（該当ホームページを印刷したもの等）
技能訓練実施事業	講習等を実施した機関等が交付した当該講習等の修 了，受講，合否等を証明する書類の写し
人材確保推進事業	1 補助事業が求人，採用等に関する企業広報動画， パンフレット等の広報媒体の作成を行う事業の場合 にあつては、作成した広報媒体の内容が分かる資料 2 補助事業が求人情報サイトを活用する事業の場合 にあつては、公開した会社情報ページの内容が分か る資料 3 補助事業が自社が所有する建物，建物付属設備又 は構築物の改修を行う事業の場合にあつては、当該 改修工事の完了が分かる資料 4 補助事業の実施により，採用，内定，雇用等を行 った場合にあつては、当該雇用等を行ったことを確 認することができる書類

年 月 日

ひたちなか市長 殿

申請者
住所（所在地）
団体等名称
代表者職氏名

令和 7 年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金交付申請書

令和 7 年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金について，令和 7 年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により，交付を申請します。

事業種別（該当するものの□にレ点を記入してください。）

- ☐ 新製品等開発事業
- ☐ ビジネスマッチング事業
- ☐ 技能訓練実施事業
- ☐ 人材確保推進事業

補助金交付申請額	金_____円
----------	---------

添付書類

- （１） 令和 7 年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金事業計画書（様式第 2 号）
- （２） 令和 7 年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金収支予算書（様式第 3 号）
- （３） 登記事項証明書，住民票の写し，事業所が所在する建物に係る賃貸借契約書その他の事業所の所在地を確認することができる書類
- （４） 市税の納税証明書（未納がないことの証明）又は納税状況確認同意書
- （５） 別表第 2 に定める補助事業に応じた添付書類
- （６） その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

令和 7 年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金事業計画書

会社概要	事業所所在地	ひたちなか市		
	資本金	円	従業員数	人
	業種・事業内容			
事業内容				
実施事業名	開発案件名： 出展見本市名等： 資格・研修名等： 就職イベント名等：			
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ※ビジネスマッチング事業では準備からフォローアップ期間を含む。			
市内事業所における運営事業又は常勤役員若しくは従業員等に係る事業であることの確認		☐ 本事業は左記に相違ありません ※相違ない場合は ☒ すること。		
①事業概要 (開発内容, 展示会・作成ホームページ, 資格及び研修, 人材確保事業内容等) ②事業の目的 ③期待する効果				
担当者連絡先	氏名			
	電話番号		F A X 番号	
	メールアドレス			

備考

- 1 記載事項の欄が不足する場合は、適宜別紙を作成し、添付してください。
- 2 複数の技能訓練実施事業を実施する場合は、当該事業ごとに作成してください。

様式第 3 号（第 6 条関係）

令和 7 年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金収支予算書

1 収入予算 (単位：円)

科目	予算額	摘要
市補助金		補助対象経費の 1 / 2 以内 1 , 0 0 0 円未満切捨て
自己資金		
その他		
合計		

2 支出予算（消費税額及び地方消費税額控除後の金額） (単位：円)

補助対象経費	内容及び積算基礎	金額
合計		

年 月 日

ひたちなか市長 殿

補助事業者
住所（所在地）
団体等名称
代表者職氏名

令和 7 年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金実績報告書

年 月 日付けひたちなか市指令第 号により交付の決定を受けた令和 7 年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金について，令和 7 年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金交付要綱第 7 条の規定により，関係書類を添付して報告します。

補助金	名称	令和 7 年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金
	交付決定額	金 円
	精算額	金 円
添付書類		(1) 令和 7 年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金事業成果書（様式第 5 号） (2) 令和 7 年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金収支決算書（様式第 6 号） (3) 補助対象経費の支払を証する書類の写し (4) 別表第 3 に定める補助事業に応じた添付書類 (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 7 条関係）

令和 7 年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金事業成果書

補助事業	実施事業	☐ 新製品等開発事業 ☐ ビジネスマッチング事業 ☐ 技能訓練実施事業 ☐ 人材確保推進事業	
	実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
事業内容（できるだけ詳細に記入し，場合により画像データ等を貼付してください。）			
①具体的な取組内容			
②事業実施効果及び実施事業に対する所見			
事業成果			
ビジネスマッチング事業	契約，取引成立等（概算金額）	件（ 円）	
	見積依頼等	件	
	後日訪問約束等	件	
技能訓練実施事業	技能訓練実施人数（資格取得者数）	人（ 人）	
人材確保推進事業	求職申込者数（人材確保人数）	人（ 人）	

備考

- 1 複数の見本市等への出展又は複数の技能訓練を実施した場合は，実施した出展又は技能訓練ごとに成果書を作成してください。
- 2 「事業成果」の欄は，報告書作成時点のものを記入してください。

様式第 6 号（第 7 条関係）

令和 7 年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金収支決算書

1 収入決算 (単位：円)

科目	予算現額	決算額	比較増減	摘要（説明）
市補助金				補助対象経費の 1 / 2 以内 1 , 0 0 0 円未満切捨て
自己資金				
その他				
合計				

2 支出決算（消費税額及び地方消費税額控除後の金額） (単位：円)

補助対象経費	予算現額	決算額	比較増減	摘要（説明）
合計				

3 収入支出差引 (単位：円)

収入決算額	支出決算額	収入支出差引額	摘要（てん末）

備考

- 1 令和 7 年度ひたちなか市中小企業事業活性化補助金収支予算書（様式第 3 号）の記載内容に準じて作成してください。
- 2 摘要欄には、内訳を記載してください。
- 3 補助対象経費の支払を証する書類の写しを添付してください。